

# 副会長に就任して

2011年4月1日から東京弁護士会副会長に就任した。それ以前も引継ぎの関係でちよくちよく弁護士会に顔を出していたが、副会長就任後は、東弁役員室に常勤することが原則となり、それまでの生活とは一変した。いつもの法律事務所ではなく、霞が関の弁護士会館において朝9時半から午後5時半まで、慣れない弁護士会の仕事に戸惑いつつ、冷や汗をかきながら、何とか副会長としての仕事をこなしている。

本年度も、竹之内会長の下、各理事者とも自分の時間・仕事を犠牲にしながら(?)、不満を述べることなく、積極的に会務運営に取り組んでいる。前年度からの業務引継ぎの関係で、東弁事務局から大部の引継資料を頂戴したが、東弁副会長6名で分担すべき委員会等の引継業務は165もあった。このため、私も、主担当理事として関与する委員会等は32に上り、副担当理事として関与する委員会等も16となっている。噂には聞いていたものの、東弁副会長としての業務負担量はかなりハードなものである。

私は、東弁筆頭副会長として、東弁総会、常議員会の運営のほか、資格審査会、綱紀委員会、懲戒委員会、紛議調停委員会、入退会審査特別委員会、総務委員会、公設事務所運営特別委員会、公益通報者保護特別委員会、刑事法対策特別委員会などの各種委員会の主担当理事であるとともに、東弁職員の人事問題や労務問題についても担当することになった。このため、これらの委員会等の会務活動はもとより、日弁連や東京三会との協議、裁判所等外部との協議、職員とのミーティング、さらには労使交渉まで担当している。綱紀懲戒の関係では、被懲戒者に対する懲戒処分の言渡しやこれに伴う遵守事項の教示

副会長 藤原 浩 (33期)

主な担当業務

総会、常議員会、資格審査会、綱紀、懲戒、紛議調停、入退会審査、総務、公設事務所、公益通報者、刑事法、職員人事



のほか、司法記者クラブにおける懲戒処分の公表、業務停止期間中の事務所の点検なども行っている。このように現在の業務内容は、これまでの弁護士業務とは全く異なり、ストレスもあるが、弁護士会を支えるという点ではやりがいのある仕事であると感じている。

担当業務の中でも、週2回のペースで、朝9時半から正午まで開催される理事者会がとりわけ重要である。東弁の会務運営の方針を決定する極めて重要な会議であり、理事者としての力量が問われる場でもある。東弁の会務の執行は、会長及び副会長の合議による(東弁会則43条1項)とされており、徹底した合議制がとられている。問題点を的確に把握し、迅速かつ適切な判断を下すことが理事者会に求められている。その意味で理事者会は、毎回真剣勝負であり、手を抜くことは許されない。就任直後から、東日本大震災への対応問題のほか、弁護士会館敷地使用料の問題、東弁職員(組合)との春闘問題、厳しい状況下での予算編成問題などを抱え、波乱の幕開けとなった。通常は穏やかに議論を進めているが、時として口角泡をとばす場面もあり、各理事者とも緊張感と責任感をもって理事者会に臨んでいる。

連日、多くの委員会や会議に参加し、山積みとなった稟議書や報告書の処理に追われながら、何とか理事者としての最低限の務めを果たしているというのが現状である。今は防戦一方であるが、今後は多少の余裕もでき、攻めの姿勢で会務運営に取り組むことができるのではないかと考えている。ただ、それにしても取り組むべき課題は多く、ため息をつくことも多い今日この頃である。